

旭川医科大学情報基盤センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学情報基盤センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報基盤センター運営委員会規程（平成16年旭医大達第82号）の一部について、下表右欄（「現 行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
<u>(1) 全学情報統括責任者</u> （新設）	<u>(1)</u> センター長
<u>(2) センター長</u>	<u>(2)</u> 図書館長
<u>(3) 情報システム管理者</u> （新設）	<u>(3)</u> 経営企画部長
<u>(4) 図書館長</u>	<u>(4)</u> 遠隔医療センター長
<u>(5) 経営企画部長</u>	<u>(5)</u> 一般教育の教授、准教授及び講師のうちから 1人
<u>(6) 遠隔医療センター長</u>	<u>(6)</u> 基礎医学の教授、准教授及び講師のうちから 1人
<u>(7) 一般教育の教授、准教授及び講師のうちから 1人</u>	<u>(7)</u> 臨床医学の教授、准教授及び講師のうちから 1人
<u>(8) 基礎医学の教授、准教授及び講師のうちから 1人</u>	<u>(8)</u> 看護学科の教授、准教授及び講師のうちから 1人
<u>(9) 臨床医学の教授、准教授及び講師のうちから 1人</u>	<u>(9)</u> 事務局次長（総務・教務担当）
<u>(10) 看護学科の教授、准教授及び講師のうちから 1人</u>	
<u>(11) 事務局次長（総務・教務担当）</u>	
<u>(12) 事務局次長（財務・病院担当）</u> （新設）	

(13) その他全学情報統括責任者が必要と認めた者

- 2 前項第7号から第10号まで及び第13号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第7号から第10号まで及び第13号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、全学情報統括責任者をもって充てる。
3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(略)

附 則

この規程は、令和8年12月1日から施行する。

【改正理由】

本学の情報管理体制の強化を目的とした組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(10) その他センター長が必要と認めた者

- 2 前項第5号から第8号まで及び第10号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号から第8号まで及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(略)

附 則